

早稲田大学大学院法学研究科

2018年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「日本国憲法 13 条解釈論の日独比較研究」

申請者氏名 實原隆志

主査	早稲田大学教授		戸波江二
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	水島朝穂
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	中島 徹

實原隆志氏博士学位申請論文審査報告書

福岡大学法学部准教授實原隆志氏は、早稲田大学学位規則第8条に基づき、2017年3月22日、その論文『日本国憲法13条解釈論の日独比較研究』を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2018年1月13日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の構成

本論文は、憲法に列挙されていない人権を導出する根拠とされる日本国憲法13条の幸福追求権の解釈に関する学説・判例の展開について、ドイツの基本権解釈に関する学説・判例との比較を通じて、日独基本権解釈の異同を明らかにし、そして、ドイツの基本権解釈の論理および帰結を参照しつつ、日本の憲法13条の権利をめぐる解釈の再構成を試みる、人権基礎理論および実践的法理に関する意欲的研究である。

筆者は、本論文において、日本国憲法13条の解釈をめぐる論争に関連するドイツの基本権解釈論を参照するにあたり、ドイツ連邦憲法裁判所が基本権解釈の法理として採用してきたいわゆる三段階審査（基本権制限の合憲性を、基本権の保護領域に含まれるか、権力による基本権への介入（制限）があるか、その基本権制限は正当化されるか、の3点での審査）に依拠しつつ、ドイツ基本権解釈をめぐる学説・判例を詳細に分析する。

本論文の構成は、まず、「第1部 基本権保護領域をめぐる争い」において、基本権の保護領域を広く解するドイツの多数説・判例と狭く解する少数説との対立を考察する。そして、「第2部 基本権に対する介入と、その正当化」において、基本権の「介入」および「正当化」の法理を、とりわけ情報自己決定権（日本の自己情報コントロール権と類似する）の制限の観点から、犯罪捜査や行政調査、サイバーパトロールなどの公権力の情報収集活動の合憲性の判断方法について、日独基本権解釈論の相違を考察する。さらに、「第3部 基本権と他の利益の衝突—人格権の保護の問題」では、第1部、第2部で扱ってきた公権力による制限に対する基本権保障という人権の本来の意義に即した権利制限とは別に、私人間での基本権衝突における調整の問題として、表現の自由と名誉権、人格権、「子の出自を知る父親の権利」、情報自己決定権等の相互対立と調整の問題について考察する。

II 本論文の概要

本論文の概要について紹介する。

第1部 基本権保護領域をめぐる争い

第1部では、日本国憲法13条の「幸福追求権」から導出される非列挙人権の範囲に関して、

基本権の保護領域をめぐる議論をさまざまな視角から考察する。はじめに、ドイツの学説判例での広い構成要件理論と狭い構成要件理論との論理的な対立とその展開過程が分析され（第1章）、つぎに、保護領域の拡張が必然的に裁判所の審査権限の拡張をもたらすことの問題が論じられ（第2章）、そして、日本での人格的利益説と一般的自由説との対立の動向および「客観的法権利」説の意義が検討され（第3章）、最後に、保護領域の広狭をめぐる対立の背後に異なった基本権理論があり、それが保護領域論における見解の対立に反映していることが指摘される（第4章）。

第1章 基本権の保護領域をめぐる議論—基本権の構成要件と保障内容

憲法に具体的に列挙されていない権利の憲法上の保護の問題は、日本では憲法13条の「幸福追求権」をめぐる議論され、そこでは、まず、保護される行為・利益の範囲が争われてきている。日本における通説の見解は「人格的利益説」であり、憲法13条が保護する権利・利益を人の人格的生存にとって不可欠なものに限定することで、その保護範囲を狭く捉える。他方、憲法13条によって保護される権利・利益の範囲を限定せず、より広く捉えようとする見解が「一般的自由説」であり、この学説は日本では少数説にとどまっているが、ドイツにおいては通説的地位を占めている。そこで、筆者は、まず、ドイツの一般的自由説およびそれに対する批判論を検討する。

筆者は、基本権の保護領域を広く解するドイツの通説の見解の代表的論者であるアレクシーの議論を取り上げ、アレクシーが基本権の保護領域該当性と基本権介入該当性を共に広く理解すべきであるとして、広い「構成要件」論を展開したことを指摘する。しかし、広い構成要件論に対しては、国家を個人の敵とする見方に固執しているのではないという批判や、「構成要件」や「保護領域該当性」という用語の理解や「介入」の有無の判断基準が論者によって様々に分かれているという問題が指摘されている。さらに、いったん保護領域に含まれたものの多くが最終的に保護されないという「(不)誠実性」、基本法2条1項の空洞化、基本権衝突の増加や連邦憲法裁判所の権限の不当な拡張、「グロテスク」な基本権の登場、基本権の「陳腐化」などの批判が向けられていると説く。しかし、他方で、狭い構成要件論に対しては、利益間の衡量が基本権への介入の正当化審査の前段階に移ってしまっていること、保護領域審査が制約条項を取り込んでしまっていること、公権力の行使に対する法治国家的な統制や基礎づけの可能性が低下してしまうことなどの反論も有力であったと、筆者は論ずる。

筆者は、2000年以降に新たに登場した基本権の「保障内容」該当性に関する議論について考察を進める。筆者によれば、ベッケンフェルデは、保護領域を広く解する従来の通説では、基本権の介入の正当化に論点が集中する結果、「裁判官留保」の問題を生むと批判し、そこで、基本権の保護領域に含まれるものを「事物・生活領域」と「保障内容」に分け、そのうち保障内容を限定的に理解すべきであると主張した。また、ホフマン＝リームは判例や通説が国家と社会の対立を前提としていると批判し、自由とは国家からの自由のみで

はなく、現実の自由の保護という客観的な委託を含むと主張するとともに、この状況では「保護領域」ではなく「保障内容」の語を用いるべきであると主張した。しかし、他方で、ホフマン・リームの主張に対しては、国家が基本権を保障するという見方への批判、これまでは正当化の段階で行ってきた衡量を保護領域の審査に移したに過ぎないとの批判がなされたことが指摘される。

筆者は、基本権の「保障内容」をめぐる議論について、そこで問題となっている争点に大きな変化はなく、基本権の保護の範囲の広狭をめぐる批判と反批判が繰り返されているにとどまり、保護領域の解釈をめぐる議論を進展させたとははいえない、と総括する。

第2章 保護領域の拡張と裁判所の権限

基本権の保護領域を広く理解するドイツの通説的見解によれば、対立する他の権利利益との調整が必要となるために、裁判所がそれを衡量によって決定しなければならず、その結果、憲法裁判所の権限が拡張することになるという批判がある。筆者は、裁判所の審査権の拡張の問題について、日独の学説がどのように正当化を図っているかを検討する。

筆者は、日本の学説につき、一般的自由説に立つ阪本昌成の議論を援用し、民意を反映している民主政治であっても、自由な「市場」を前提とする「法の支配」や「公共の福祉」に従う必要があり、それらについて審査することはまさに裁判所の任務であると説いていると指摘する。また、ドイツの学説では、ベッケンフェルデが留保のない基本権の保護領域を限定的に理解する一方で、基本法2条1項の保護領域については広く理解しており、一見すると矛盾するが、保護領域の広い解釈に伴う裁判所の権限の拡張という問題は、基本権を防御権と位置づけた憲法制定者の意図に適合すると説いている、と指摘する。

これに対して、筆者は、阪本やベッケンフェルデの議論は一定の理論を前提にしており、その理論に依拠することの意義が問われなければならないと論ずる。また、両者の議論の当否は、裁判所に課せられた審査権行使の任務の拡大の当否ではなく、むしろ、審査権の行使の正当性についての裁判所の論証が適切かどうかを問題となることを指摘する。

第3章 近年の議論状況

「保障内容」の観念をめぐる行われた基本権の保護領域の広狭に関する2000年以降のドイツでの議論は、従来の議論と大きく隔たるものではなかったし、また、人権のインフレ化、権利の不明確性、裁判所の権限の拡張、権利の空洞化といった論点についても、その後の日独双方の議論において、なお最終的に決着をつけるには至っていない、と筆者は最近の議論状況について総括する。

これに対して、日本の議論において、従来憲法13条による保護の要否が検討されてきた権利利益の一部を、客観法的な保護を受けるに過ぎない「放任行為」と理解する小山剛および穴戸常寿の議論について、筆者は批判的に検討する。すなわち、この議論においては、従来憲法上の保護の有無が問題となってきた行為・自由を、憲法上の（主観的）権利とそ

うとはいえないものとの区別し、後者に分類された行為については、それを規制することの正当性だけが検討されるとし、また、放任行為を規制する正当性に関しては、法律の根拠があるか、規制の必要性・合理性などが認められるかによって判断しようとする説である。この「客観法的権利」説は、幸福追求権の保護領域をめぐる議論を再構成するうえで有用なようにみえるが、しかし「放任行為」が憲法によって主観法的に保護されていないと解するならば、そうした行為の規制の合憲性をなぜ裁判所が審査し、場合によっては違憲とできるのかが問われなければならない、と筆者は批判する。そして、その審査の必要性を認めるのであれば、憲法13条の保護領域を広く理解し、放任行為に類する行為も基本権の保護領域に含まれると考えるべきであると、筆者は結論づける。

第4章 憲法理論と憲法解釈－イェシュテットによるドイツの判例・通説への批判

筆者は、以上の検討に基づいて、基本権の保護領域を広く解すべきとする解釈論に立つ場合に、それを支える特定の理論について考察することが必要であると論じ、人権規定の解釈とそれを支える理論の関係について考察を進める。そして、「純粋法学」的な理論に基づいて現在の判例や通説的見解を批判するイェシュテットの見解に即して、理論と憲法解釈の関連性を論じている。

筆者は、イェシュテットのドイツ憲法学説・連邦憲法裁判所批判論を、以下のように概観する。イェシュテットによれば、まず、(法)ドグマーティクは法学と法実務の共通言語として機能しうる。そして、法ドグマーティクは法適用に関わると捉えられているが、ドイツ国法学においてはこれが多用されており、「政治」の排除、法学と法実務の役割分担の不明確化などの問題が生じている、と批判する。また、法解釈において、規範制定者の主観的意思ではなく、客観的意思に基づく客観説が用いられる傾向があることも批判し、ドグマーティクを用いる際には主観的・歴史的解釈によるべきであると主張する。他方、ドグマーティクのように実定化の証明が必要ないものとして、イェシュテットは「理論」を挙げる。理論には、妥当している憲法の規律を指導原理やキー概念などを用いて各憲法の部分の背後にある全体を把握するという特徴があり、憲法理論の例として法治国家的配分原理、枠秩序・統合秩序としての憲法、憲法制定権力論などが挙げられる。しかし、ドイツの判例・通説は「連邦憲法裁判所実証主義」的であり、そうした状況では理論の必要性が省みられなくなると批判する。そして、イェシュテットは、ドグマーティクと理論の違いを踏まえ、それぞれにおける法学者と実務家の区別、法認識と法創造の区別の必要性を説き、ドイツ国法学および連邦憲法裁判所の解釈方法における特殊ドイツ的ドグマーティクの過剰を批判する。その意味で、イェシュテットの議論がケルゼン的な純粋法学の議論に基づく批判論といわれるゆえんである、と筆者は総括する。

筆者は、イェシュテットの批判論について、基本権解釈ないしドグマーティクは実定法の世界の外にある「理論」との関連の下でなされるべきであるという主張を肯定する。この点に関して、イェシュテットはアレクシーの議論をも批判の対象としているが、ある一定

の理論を出発点にしたうえで憲法論を展開するという手法自体は、原理理論を出発点として議論を展開するアレクシーと共通している、と筆者は指摘する。そして、基本権の保護領域を広く解釈する場合には、それを支える理論としては、アレクシーの原理理論を基礎に置くことが妥当であると結論づける。

第5章 第1部の小括

第1部の論述につき、筆者は、以下のように結論をまとめている。

まず基本権の保護領域は広く捉えられるべきである。この場合にはいったんは憲法上保護されるとされた権利に対する制約が正当化できるかを裁判所が審査しなければならなくなるが、それ自体が問題なのではなく、それをどのように正当化できるかという観点での検討が行われるべきである。また、基本権解釈ないしドグマーティクを構築するにあたっては、一定の理論を出発点としたうえで解釈論を展開することが賢明であり、結論的には、人権規定を広く解釈し、その解釈の出発点として原理理論を据えるのが適切である。

第2部 基本権に対する介入と、その正当化

第2部では、筆者は、ドイツ三段階審査のうち、とくに基本権への介入、そして介入の正当化の論点について考察している。その素材として、ドイツ連邦憲法裁判所判例において展開してきた情報自己決定権を主たる権利制限の対象に、公権力による犯罪捜査、行政調査等の情報収集活動に関するドイツ憲法判例と学説の動向を検討している。具体的には、Nシステムによる犯罪捜査(第1章)、行政・警察による情報収集活動(第2章)、サイバーパトロール(第3章)、不可侵の「核心領域」の理論(第4章)について、日独の比較の視点を踏まえつつ考察している。

第1章 Nシステムを使用することの憲法上の問題

筆者は、公的機関による個人情報の収集による基本権の制限とその正当化について考察するにあたって、その素材として、公道を走行する車両のナンバーを自動的に読み取り、それを警察の捜査記録・メモと自動的に照合するいわゆる「Nシステム」の合憲性を取り上げ、日独の判例の比較を行う。

Nシステムについて規定していた州法に対する憲法異議事件において、連邦憲法裁判所は、事件が情報自己決定権に関するものであり、記録ナンバーが記憶送致に残される場合には情報自己決定権に対する介入があるとしたうえで、問題となっている諸規定はナンバー記録を行う手がかかりや最終的に役立つべき捜査目的を規定しておらず、基本法に反するとした(BVerfGE 120, 378)。他方、東京地裁(東京地判平成19年2月6日判時1748号144頁)は過去の判決において、Nシステムによって運転者等の容貌等は撮影されず、ナンバー・データは一定期間経過後消去され、画像が記録・保存されることはないとした上で、Nシステムの使用は憲法に違反しないと判断した。

日独の判決の最大の相違は、筆者によれば、日本ではNシステムに関する具体的な立法が存在しなくとも違憲ではないとされたことであり、日本の刑事訴訟法学説の通説的見解もこのような措置に具体的な法律上の根拠を厳格に求めている。日本の議論では、警察による情報収集が問題となる多くの事例において個別具体的な法律上の根拠を求めない一方で、それぞれの措置について一定の歯止めをかけようとする点に特徴がある。しかし、筆者は、法律とそれを制定する国会がもつ民主的意義を考えるならば、Nシステムの使用についてもドイツと同様に具体的な法律上の根拠を求めるべきであると主張する。

第2章 行政・警察機関が情報を収集する場合の法律的根拠

筆者は、Nシステム以外の場面でも法律上の根拠に関する日独の判例・学説には大きな違いがあるとして、以下のように論ずる。

日本の刑事訴訟法 197 条 1 項但書で、強制処分には法律の定めが必要と規定しており、これによれば、法律上の根拠の要否は警察などが行う措置が「強制処分」に該当するかどうかによって決定される。刑事訴訟法学では、強制処分の定義につき、令状の要否とも関連させながら「重要な権利・利益」の制約かどうかを検討して決するとしており、具体の判断では「強制処分」とされる範囲を限定して多くを「任意処分」と解しながらも、任意処分であっても許容性を検討し、国家による捜査・調査行為の行きすぎを防ごうとしている。

ドイツの判例・学説は、それとは異なり、基本権侵害の三段階審査における基本権保護領域への公権力の介入の正当性の審査において、その介入に法律上の根拠があるかどうかを検討される。また、公権力による情報収集に具体的な法律上の根拠が必要かどうかは、そのような情報収集が「介入」に該当するかどうかで変わってくる。そして、基本権に対する「介入」概念は現在では拡張されており、情報自己決定権に対する「介入」概念においても同様である。

任意処分においても許容性を考慮する日本の学説・判例と、制約される権利の重要性やデータの取得方法や利用をも考慮して介入の範囲を広げることで正当化理由の有無を審査するドイツとでは、相通ずるところもあるが、大きく異なるのは、日本では任意処分について法律の根拠を求めないことである。すなわち、制約される権利の重要性は任意処分の許容性の問題としてのみ検討され、法律上の根拠は必要とはされないこととなる。警察の情報収集活動等に法律上の根拠を要求する理由は、そこでの基本権制限行為に対して法定という形で有権者の代表による承認を得るためであり、それは民主主義的意義を有している。この意味で、強制処分法定主義は、ドイツの議論を参照するならば憲法原則でもあると考えられる。日本の判例・通説は「強制処分法定主義」がもつ民主主義的意義について十分に考慮しておらず、妥当ではない。法律上の根拠を厳格に求める、ドイツの判例・通説の方が適切と思われる。

第3章 「サイバーパトロール」の法的性質

現代の社会では薬物や児童ポルノ・データの売買に関するやり取りなどがインターネット上で行われることも多く、ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報や有害情報等の捜査の端緒となる情報を把握する活動、いわゆる「サイバーパトロール」活動が行われている。筆者は、その活動には法律の根拠がみられないことを問題視する。そして、公権力によるインターネット上での情報収集の問題を取り上げて、以下のように論ずる。

インターネット上での情報収集について、ドイツ連邦憲法裁判所の2008年オンライン判決(BVerfGE120, 274)では、ある州の法律が憲法擁護庁に対して、秘密裡の監視やインターネットのその他の解明、例えばとくに、コミュニケーション空間に秘密裡に参加するといった措置を用いて情報収集することを認めていたことが問題となった。連邦憲法裁判所は、情報自己決定権に関して、「一般にアクセス可能な情報の収集」は特定人を標的にして収集する場合を除いて介入とはならず、また、「国の当局が、属性・身分を隠して、ある基本権主体とのコミュニケーションに加わる」場合も基本的には情報自己決定権への介入とはならないと説いた。さらに、当局が、その人のコミュニケーションの相手となっている者が有している相手の属性や動機への保護に値する信頼を利用して、そうしなければ得られなかったであろう個人データを収集すれば介入となるが、多くの場合そうした信頼は保護に値しないと論じた。

日本では、インターネット上の情報収集については不特定多数の者が閲覧できる情報を対象としてきているが、連邦憲法裁判所の見解に従うならば、不特定多数の者が閲覧できる情報が情報収集の対象とされているのであれば、特定の人物を標的にした情報収集でない限りは立法によらなくても行うことができることになる。他方で、コミュニケーションパートナーの属性をチェックする慣行のあるスペースにおいてコミュニケーションの直接の相手方として身分を隠して行う情報収集は情報自己決定権への介入となり、立法が必要である。また、SNSでの情報収集活動についても、SNSでは利用者が実名を使っていることも多いことや、事前に許可されている者だけが閲覧できる情報があることなどを考慮しつつ、立法の必要性を検討する必要がある、と筆者は結論づける。

第4章 私生活における不可侵の核心領域の保護

連邦憲法裁判所は、基本権に対する介入において、法律上の根拠の有無のほか、介入の実質的な正当性も審査しており、その審査基準として主に比例原則を用いている。しかし他方で、比例原則による衡量をも否定して、絶対的に保護される「不可侵の核心領域」があることを認めてきた。筆者は、絶対的な「核心領域」の保護に関する最近の判例の動向を分析する。

連邦憲法裁判所は日記決定(BVerfGE80, 367)と大盗聴判決(BVerfGE109, 279)において、犯行と直接関連する情報は核心領域には含まれないとした。また、核心領域に関わる情報はできるだけ収集されないようにする必要があるが、もし収集された場合には、盗聴を中止し、得られた情報は利用されてはならないとした。さらに、オンライン捜査判決

(BVerfGE120, 274)においても、コンピュータへの侵入が核心領域に介入する可能性がある」と指摘し、そのような介入はできる限り避けるべきであるとした。また、仮に核心領域に関わるデータが得られた場合には、第二段階として、そのデータ利用を禁止する規定が必要であるとした。しかし、近年ではこうした判例に対して様々な批判があり、核心領域の定義のしかたや、定義に当たっての衡量の手法の採用が問題とされており、また、二段階での保護では、一度は情報が知られてしまうという問題も指摘されている。

それでも、連邦憲法裁判所は一定の情報については核心領域に属するものとして絶対的に保護されるという解釈に固執しており、また、情報の収集・収集の継続・利用の場面に於いて厳格に審査している。連邦憲法裁判所の審査においては、今後も、高度に人格的な情報については犯行との関連性の強さや犯行の重大性などの観点からの厳格な審査が、情報の収集、収集の継続、情報の利用という各段階で行われる必要があると、筆者は結論づける。

第5章 第2部の小括

筆者によれば、Nシステムをはじめ、警察等による情報収集活動について、日独の間には、法律の根拠の要否の点で大きな隔たりがある。また、ドイツでは、私生活の核心領域の絶対的な保護の法理はなお残っており、それ以外の場合であっても公権力による情報収集に対する強い保護が求められている。このように、警察等の措置によって生じる個人の不利益の大きさに応じて厳格な審査が行おうとするドイツの判例・通説は、日本の学説・判例に比較して適切なものといえる、と結論づける。また、サイバーパトロールについては、法律上の根拠は必ずしも必要ないが、個人情報や警察などが扱う際に生じる不利益についてドイツの議論を参照しながら慎重に検討されるべきである、と論ずる。

第3部 基本権と他の利益の衝突—人格権の保護の問題

筆者は、第1部と第2部において、基本権の保護と制約、その正当化について、情報自己決定権を素材に、公権力による情報収集活動の合憲性の判断方法について考察したが、基本権を強く保護することで他者に対して不利益を生じさせる可能性もある。そこで、筆者は、第3部において、新しい権利が憲法上保護されるとした場合に、その行使が他の私人の利益に影響をもたらさうる場面について、とりわけ表現の自由と名誉権の保護(第1章)、および、子の出自を知る父親の権利(第2章)について考察している。

第1章 名誉保護の強化の試みについて

日本の憲法学説では、表現の自由が「個人の自己実現」と「国民の自己統治」の点で人権カタログのなかで優越的な地位を占め、とくに自己統治の重要性はメディアの自由に関してしばしば指摘されている。こうした理解は、筆者によれば、ドイツの判例・学説においてもほぼ同様であり、基本法5条の保障する「コミュニケーションの自由」は主観法的

な防御権としての側面とともに、客観法的な側面をも有すると解されている。そして、メディアの自由は、「民主主義にとってもつばら構成的 (konstituierend)」であり、市民の間での意思形成に奉仕するという性格もあるとされ、メディアに有利なかたちでの「相互作用理論」や表現の自由の「推定ルール (Vermutungsregel)」が用いられ、コミュニケーションの自由が強く保護されるべきであると理解されている、と筆者は論ずる。

しかし、表現やコミュニケーションの自由が強く保護されると、他人の社会的な信用 (名誉) を害する行為まで強い保護が及ぶことになり、その点を批判するクリーレは、名誉権も意見表明の自由と同様に民主的な秩序にとって重要であるとして、判例における表現の自由の保護が手厚すぎると説いている。しかし、このクリーレの見解はドイツにおいて主導的な説とはいえない。

筆者によれば、名誉を保護することには一定の重要性があるとはいえ、クリーレの説を日本で参照するには留保が必要である。たとえば毛利透は、名誉権が十分に保護されないことによってある種の「萎縮効果」が発生することを認める一方で、名誉毀損的表現の多くが政治権力者に向けられるときに名誉を優先すべきではなく、また、権力者を批判する表現の自由に対する「国家の制裁」と、名誉を毀損された権力者が受ける「社会的制裁」とを同列に扱うべきではないと指摘する。また、これまでも日本では名誉保護が重視されるあまり表現者の保護が不十分であるとの指摘が有力になされており、近年の日本の実務では、日本の学説における「二重の基準」論やアメリカ流の「現実的悪意の法理」が用いられないままに賠償額が高額化しているという現状もある。

こうした状況を踏まえて、筆者は、名誉の保護を強化し、『表現の自由の』手厚すぎる保護」を批判するドイツの議論を日本に持ち込むことには弊害の方が大きいと論ずる。

第2章 子の出自を知る、父親の権利としての人格権

現代の生命科学技術の進歩と、とくにDNA鑑定技術の向上によって、人格権をめぐる新たな問題が生じてきている。そこで、筆者は、父親が自身の法律上の子との遺伝上の親子関係を知る権利と、それを望まない子やその母親の側の利益との関係について、判例の動きと立法の対応について検討する。

2005年のドイツ連邦憲法裁判所判決 (BVerfGE 117, 202) で争われた事案は、異議申立人 X が女性 A との未婚の共同生活を送っていた間に出生した子 B を認知していたが、共同生活解消後に子 B との父性を疑い、子の母親 A に知られることなく子 B の DNA 鑑定を行い、父子関係の可能性がまったくないという関係結果を確認し、それを根拠に裁判所に父性否認を申し立てたが退けられたため、憲法異議で争ったというものである。連邦憲法裁判所は、子や母親の承認を得ることなく入手された父性の DNA 鑑定の結果は父性否認手続のなかで用いることはできないとして X の主張は退けたものの、子の法的地位に対する効果を伴わずに、子が法律上の父親の血縁上の子であるか否かのみを確認する公的手続を設けていない立法者の懈怠が基本法 1 条 1 項と結びついた 2 条 1 項の人格権の保障に反していると判

示した。

この判決を受けて 2008 年に BGB1598a 条が追加され、遺伝子出自鑑定への同意と、検査に必要な遺伝子試料を提供することを受忍するよう裁判所が求めることができるようになった。また、2008 年の連邦最高裁判所判決(BGHZ 176, 327)では、養育費の遺伝上の父親に対する返還請求の場面において、子の遺伝上の父親を裁判において確認できると認めた。さらに、法律上の父親ではないが自分が遺伝上の父親であると考えている男性の権利に関しては、2013 年の改正によって BGB に 1686a 条 1 項 1 号が追加され、法律上は父親ではないが遺伝上は父親である者に、子との面接交渉権が一定の条件下で認められた。また、この権利を主張するためにはその子が自分の遺伝上の子であることが必要であるため、面接交渉権を主張するなかで遺伝上の父子関係を付随的に確認するための規定も設けられた。

筆者によれば、このように「子の出自を知る、『父親』の権利」の保護は広がりつつある一方で、その拡張には限界もある。権利を行使できるのは具体的な請求に付随する範囲とどまっている。また、2015 年の判決において連邦憲法裁判所は、子の母親に対して子の遺伝上の父親と思われる者を明かすように求める権利は、女性の内密領域に関わるため法律上の父親には認められないと判示している。

筆者は、以上のことから、「子の出自を知る、父親の権利」の場合には、子やその母親、場合によっては法律上の父子といった、他者の利益との衡量が必要となるとし、その衡量の結果は裁判所において指針が示され、法改正によって権利内容が確認されると展開してきていると指摘する。ただし、筆者は、「子の出自を知る、父親の権利」の射程範囲は実際に限定的なものにとどまっていることに、注意を喚起している。

第 3 章 第 3 部の小括

筆者は、第 3 部のまとめとして、以下のように論ずる。

社会の変化を背景にして新しい基本権が導出され、新しい内容をもった権利行使が認められてきている。しかし、それが対国家の関係で主張される場合とは異なり、他者の利益と対立・衝突するおそれがあるときには両者の調整が求められ、国家に対して主張される場合よりもその保護を限定的な範囲にとどめざるを得ない。ドイツでは、ある個人による権利の行使が他者私人の権利・利益に影響を与える場合には、名誉権にせよ情報自己決定権にせよ様々な制約を受け、すなわち、同じ基本権であっても、対国家の場面と他者私人との関係ではその保護が異なりうるのであり、このことは日本の憲法学でもすでに広く認められている。筆者は、とりわけ子の出自を知る父親の権利、母親の内密領域の保護など、日本ではまだ議論が尽くされていない問題について、ドイツでの議論を参照すべきであると論ずる。そして、ある者による基本権の行使が他者私人の利益と衝突する可能性を考える必要があり、他者私人の利益と衝突する場合には、国家に対してなされる保護とは異なり、その範囲が限定的であるべき場合があることを指摘する。

最後に一本稿の到達点

憲法 13 条の権利に関する日独憲法論の比較研究をテーマとする本研究において、まず憲法 13 条の権利に関するドイツの法ドグマーティクとして憲法判例上採用されている、保護範囲、介入、正当化という三段階審査に沿ってドイツの議論を考察し、日本の議論との比較を試みる。

まず、基本権の保護領域はドイツでは広く解されており、基本権の制限に対する裁判所の関与の拡張という問題について消極的見解も有力であるが、連邦憲法裁判所は広く基本権制限の事件として審査権を行使している。これに対して、日本では基本権の保護領域を狭く解釈するのが通説であるが、保護領域の広狭にかかわるさまざまな論点をめぐる議論は日独ではほぼ同じものであり、最近に至るまで展開はない。また、ドイツでは、基本権ドグマーティクと特定の基本権理論との関連性が指摘されており、筆者は、ドイツでの原理理論に基づいて広い保護領域の基本権ドグマーティクを構成することが有用であると論ずる。

ドイツ三段階審査において、情報自己決定権との関連で、介入概念についても広くとらえられてきており、さらに、介入にあたりとすると、介入の正当化の当否が問題になり、形式的要件として法律の根拠が求められ、実質的要件として比例原則審査が必要になる。そこで、たとえば公道でのナンバープレートの情報取得についても介入にあたりとされ、法律の根拠が求められることになる。これに対して、日本では N システムによる捜査は任意捜査とされ、法律の根拠は必ずしも要求されていない。警察等による情報取得に関する日独の差異は、ドイツでは警察等による情報収集が情報自己決定権の制限という憲法問題と考えられ、その結果、基本権制限の合憲性の判断の法理である三段階審査がなされるのに対して、日本では人権問題との関連が意識されながらも、刑訴法の「強制処分法定主義」の論理によって事案の解決が図られてきていることにある。筆者は、警察の情報収集に関わる問題を情報自己決定権の保護範囲に取り込み、介入概念を広く解して、その正当化のために法律の根拠を要求するドイツの議論は、法律の民主主義的意義をも考慮すれば、情報自己決定権の保障を確実にするために有用であり。さらに、ドイツの判例で説かれている「不可侵の核心領域」の法理は、なお日本でも参照に値すると論ずる。

これに対して、表現の自由、名誉権、人格権、情報自己決定権などの基本権が競合し対立する私人相互の関係では、双方の利益に対する配慮が求められる。まず表現の自由と名誉権の対立について、ドイツでは表現の自由を優位に置くのが判例・学説の趨勢であるが、一部に名誉権を強く保護すべきであるとする意見もある。これに対して、日本では憲法学説は表現の自由を優越的地位に置く議論が優勢であり、この点ではドイツと基本的に違はない。この問題においては、基本的には政治家に対する批判的言論を尊重すべきであり、日独の多数説に依拠されるべきであると説く。

これに対して、すでに多くの議論のある表現の自由と名誉の対立とは異なり、「子の出自を知る父親の権利」が子および母親の情報自己決定権や人格権と対立する場合には、問題

の解決はきわめて困難である。ドイツでは、子の出自を父親が知る権利が判例で基本的に承認され、それにしたがって立法が父親の権利の内容を一部広げてきている。しかし、この権利の対立において両者の調整を図る必要は否めず、この父親の権利は限定的なものにとどまっていることが注意されるべきである、とする。そして、親子関係をめぐる出自を知る権利の内容と射程について、日本ではなお議論が定まっているとはいえ、その際にドイツの判例・学説および立法の展開を参照することがきわめて有益であると筆者は主張するのである。

Ⅲ 本論文の評価

1. 一般的評価

(1) 憲法に列挙されていない人権を導出する根拠とされる日本国憲法 13 条の幸福追求権に関する研究は、1970 年代以降、「新しい人権」論として憲法の人権論の基礎理論に関わる重要なテーマとしてさまざまに研究・論議されてきた。とくに 1980 年代以降のプライバシー権論の確立とその後の自己情報コントロール権論への展開、人格的生存にとっての基礎となる自己決定権ないし人格権の理論的・実践的深化、さらには、医療と生命倫理をはじめ、さまざまな場面で援用される個人の「自己決定」権の意義と射程などが、重要な研究テーマとなり、実務に対しても重要な影響を与えてきている。しかし、他方、幸福追求権の法構造、権利の導出の可否の決定基準、導出された権利の性質と法的効力など、細部にわたる議論においては、2000 年以降、学説において大きな進展はみられない。むしろ、いわば憲法 13 条の総論にあたる議論が深められず、プライバシー権や名誉権などの注目を集める権利以外の権利の憲法論的解明が進まず、議論は停滞気味である。とはいえ、現代社会において新しい人権に関わる問題は数多く生起しており、それらについて人権論からのアプローチは現代人権論における焦眉の課題となっている。

本論文は、憲法 13 条の権利について、その保護領域の広狭と導出される権利の射程という人権の基礎理論に関わる基本的な論点を理論的に体系化するとともに、公権力による犯罪捜査等における情報収集活動による情報自己決定権ないし自己情報コントロール権の制約とその正当化を素材に、基本権の制限（介入）とその正当化の法理を解明しつつ、それを情報自己決定権に応用して合憲性の判断方法を解明している。また、私法関係での基本権の衝突に関して、名誉権、人格権、「子の出自を知る、父親の権利」、「出自を知る子の権利」、情報自己決定権といった新しい権利の相互での衝突、および、表現の自由との衝突を素材にして、基本権の意義と射程を考察しつつ、その権利の限界と他の権利との調整のあり方についてドイツおよび日本の学説を詳細に比較検討している。本論文の意義は、憲法 13 条の権利の意義および憲法裁判における権利保護の射程について、ドイツ基本権解釈における三段階審査のドグマーティクに依拠して、非列挙人権の導出に関する基礎研究と、導出された権利の保障と制約に関する判例研究を総合的に試みるところにある。そしてまた、研究の方法として、憲法 13 条の権利に関する日本の学説・判例の状況を網羅的に考察

する一方で、ドイツの基本権解釈に関する学説・判例の動向について詳細に分析し、もって日独基本権解釈の異同を明らかにしつつ、ドイツの基本権解釈論の先行する業績を参照して、日本の憲法 13 条の権利をめぐる解釈の見直しを提言していることにある。この意味で、本論文は、憲法 13 条の基本権の理論的側面でも実践的成果の面でも高い研究水準を示しており評価される。

(2) 本論文は、憲法 13 条の権利論の考察にあたって、日独の学説・判例を比較研究の方法をとる。そして、総じて日本の憲法 13 条論にあっては、プライバシー権論や人格権論を例外として、近年議論の深化が必ずしもみられないのに対して、ドイツでは、新しい基本権の法理と実務への適用の事例が数多く積み重ねられ、基本権の保障が強化されてきている。ドイツ基本権論による公権力の拘束、および市民法秩序への規律の拡大は、筆者も指摘するように、ドイツ連邦憲法裁判所による強力な憲法裁判権の行使とそこでの基本権の積極的解釈が民刑事の法分野に大きく関与していることの現れである。換言すれば、連邦憲法裁判所は、情報自己決定権の基本権解釈によって、警察等による犯罪捜査と個人情報取得という捜査法の分野に憲法的規律を及ぼし、また、人格権、名誉権、「自己の出自を知る権利」、「子の出自を知る父親の権利」、情報自己決定権などの基本権解釈によって、民事法、とりわけ家族法の分野に憲法的規律を及ぼしている。このような基本権解釈の意義と特質を踏まえて、筆者は、新しい基本権分野に関する連邦憲法裁判所の重要判例をほぼ網羅的に追っており、これらの判決によって実務（裁判と立法）がさらに進展してきていることを克明に跡づけている。

また、連邦憲法裁判所の基本権解釈論の展開に呼応して、学説での新しい基本権解釈論争についても、多数の学説を参照して、議論を深めている。憲法上の権利論の総論部分については、アレクシー、ミュラー、ヘーベルレ、ショルツ、イーゼンゼー、シュタルク、ベッケンフェルデ、ホフマン・リームなどの壮年研究者とともに、イエシュテット、カイザー、ブムケをはじめとする少壮気鋭の研究者の研究をていねいに渉猟し、膨大な数の論文を読み込み、分析の糧としている。また、ドイツ連邦憲法裁判所判決の分析にあっても学説による判例批評を多数参照して論証の価値を高めている。このようにドイツ学説・判例の詳細な分析と地道な論証は高く評価される。

2. 研究内容に関する評価

本論文は、憲法 13 条から導き出される憲法上の権利の意義と範囲、その制限と正当化根拠、そして、私人間での権利の衝突と権利の調整について、日独の学説・判例の精確な分析と論証を行っており、高い研究水準を示している。とくに次の 4 点を指摘したい。

第一は、憲法 13 条によって保障される人権について、その意義と範囲を画定させつつ、その公権力による制限の合憲性の審査方法を提示し、事例の解決のための筋道を論理化しており、つまり、ドイツ基本権解釈における三段階審査の方法を憲法 13 条の権利に応用し、その権利の制約の合憲性の審査のあり方の体系化を試みるものである。憲法 13 条の権利を

ドイツ三段階審査によって審査するという手法は、従来考慮されてこなかった審査方法であり、憲法 13 条の権利の憲法保障と制限の法理についてまさに近年日本の人権論と違憲審査制論において有力になりつつあるドイツ三段階審査の審査方法に依拠して分析するものであり、その試みは憲法 13 条の権利の審査方法として評価できる。ただし、ドイツの三段階審査の方法は、最近の日本の人権論および違憲審査方法論では有力に提唱されているものの、アメリカ違憲審査基準論に基づいて構築されている日本の憲法訴訟論にとってはやや異質であり、なお広く受け入れられるには至っていない。しかし、比較衡量論を基礎に置いて事案の解決に力を注ぐ日本の憲法判例にとっては、ドイツ三段階審査論はむしろ親和性をもっており、三段階審査による憲法 13 条の権利の人権解釈はきわめて有用であるといえよう。

第二は、第一点と関連して、憲法 13 条の権利の保護領域に関して、ドイツでの基本権構成要件論の広狭をめぐる多角的な議論を丁寧に参照しながら考察を進め、その結果として、広い保護領域論をとることが憲法上の権利保障のあり方として優れていると結論づけていることも、現代日本の通説・判例に対する批判的な学説を提示したのものとして、評価に値しよう。そして、筆者は、広い保護領域論とその介入と正当化の法理を法ドグマーティクと位置づけるとともに、ある法ドグマーティクは特定の「理論」と関連していることを、イエシュテットの学説を援用しつつ指摘し、結論として、広い保護領域論を支える理論としてアレクシーの原理理論を基礎とすべきであると論ずる。この「理論—法ドグマーティク—立法・裁判などの法実践」の連関は、基本権解釈にあたって重要な論理といえ、この論理の連関に基づいて広い基本権保護領域論を提唱したことも基本権解釈の方法論に新たな視点を加えるものと評価できる。また、憲法 13 条の権利の保護領域を広くとらえる場合の基本権理論として、アレクシーの原理理論を支持することには、理由がないわけではないが、なお論証が必要であろう（後述）。

第三は、憲法から導き出される権利の制限と正当化についても、犯罪捜査、行政調査における情報自己決定権の制限の合憲性の審査方法について、N システム判決 (BVerfGE 120, 274)、ラスター捜査判決 (BVerfGE 115, 320)、オンライン判決 (BVerfGE 120, 274) など、重要な連邦憲法裁判所の判例の展開を克明に追い、そこでの「コンピューター基本権」などの新しい権利の定立、「介入」概念の拡大、正当化における厳密な論証という方法を解明している。そして、日本の捜査法に関して、ドイツの基本権解釈論からとくに捜査活動が基本権への介入となる場合には、強制処分か任意処分かにかかわらず法律の根拠を必要とすると解釈すべきであると論じている。この一連の捜査活動による人権制限において法律の根拠を必要とするという見解は、最近の GPS 最高裁判決（最大判平成 29 年 3 月 15 日刑集 71 卷 3 号 13 頁）の判示と軌を一にするものであり、説得的である。

第四は、「子の出自を知る父親の権利」に関して、連邦憲法裁判所の判例による権利の拡大とそれに対応する立法府の法改正の過程を追い、その権利性が認められると論証していることである。ただし、「子の出自を知る父親の権利」の権利性は、同じく憲法判例で展開

されてきた「自己の出自を知る子の権利」との関係や、子および母親の人格権ないし情報自己決定権との対立の調整という観点から慎重な衡量を必要としており、この点で「子の出自を知る父親の権利」は一定の権利の制限は不可避であると説いている。日本ではあまり議論が深められていない「子の出自を知る父親の権利」について、ドイツの判例・立法の詳細な分析に基づいて、その権利性の確認と権利制約の可能性とに論及している点で、日本での同様の議論に対して人権論の観点から重要な寄与をするものと評価される。

3. 本論文の課題

とはいえ、本論文にも問題点がないわけではない。3点指摘しておきたい。

第一に、筆者が憲法13条の権利について、「一般的自由説」ないし広い保護領域論を支持する際に、それに関連する「理論」としてアレクシーの基本権保障の最適化命令に関する原理理論を挙げる。たしかにアレクシーの原理理論は基本権保障の包括性を論ずる点で広い保護領域論に適合的ではあり得る。しかし、同時に、ベッケンフェルデの指摘する、できるかぎり個人の自由を尊重し、公権力による介入を排除するという自由主義的・法治国家原理の理論もまた広い保護領域論に適合的であることは否定できない。さらに、ホフマン・リームの説く「自由の現実的保障」「自由の前提的保障」を基本権論に取り込むべきであるとすれば、それをも包括する基本権理論が求められるべきではないかという問題もある。現代人権論の課題が、急速に変化・発展する現代社会において人権保障のあり方が、量的にも（憲法13条の権利の拡大）、質的にも（人権保障の実質化）拡大・発展している現在、それに適合した基本権理論がまさに求められているのであり、筆者には、さらに一層現代の人権保障に適合した理論を追い求め、自ら構築していくことが期待される。

第二に、本論文では、憲法上の権利として、第2部では公権力による捜査・調査活動における情報自己決定権の制約と正当化について論じ、第3部では表現の自由と名誉との対立関係、父親の子の出自を知る権利と母親・子の人格権との対立関係を論じているが、そこで扱われている権利は、情報自己決定権のうちの個人情報の取得・利用に対する捜査機関による制約であり、また、人格権のうちの「名誉権」および「子の出自を知る権利」の他の権利との調整問題が取り上げられている。しかし、憲法13条の権利の制限について論ずるのであれば、そもそも、情報自己決定権および人格権について、その導出の論理過程、その保護領域、介入と制限の他の事例についても論ずる必要があったのではないと思われる。ただし、筆者は、本論文の各所で情報自己決定権を憲法上の権利と認めた国政調査判決(BVerfGE 65, 1)等について、また、人格権に関する連邦憲法裁判所の判例について論及しており、情報自己決定権や人格権そのものを軽視しているわけではない。本論文では、情報自己決定権や人格権から派生する重要論点について、つまり、捜査活動での個人情報の取得・利用の違憲性が問題となる典型の場合を取り上げて分析し、また、私人間の関係で問題となる人格権のうちで、従来議論の積み重ねのある表現の自由との対抗関係、これまで議論の乏しかった「子の出自を知る父親の権利」が考察の対象として選ばれたもので

ある。情報自己決定権および人格権の内容は豊富であり、プライバシー侵害、個人情報の不適切な管理、個人情報の開示請求など、さらには、遺伝子治療などの生命倫理、代理母などの生殖医療、婚姻・家族における人格権の保護など、さまざまな論点がある。これらの論点の解明は、本論文で基礎づけられた公権力による基本権制限に対する三段階審査の方法、また、私人間での基本権の衝突の際の衡量論などの論理枠組み、あるいは新たに見出された法理によって、今後さらに研究を深めていくことが期待される。

第三に、本研究がドイツと日本の人権解釈論を比較の対象としていることの問題がある。すなわち、ドイツでは、連邦憲法裁判所による強力な憲法裁判権が確立しており、連邦通常裁判所の判決に対する憲法異議をも審査する権限を行使することによって、民刑事の事案についても基本権侵害の判断を下してきている。それに対して日本では、通常の民刑事事件を扱う裁判所が、事案の解決のために必要な限度で違憲審査権を行使するものとされ、違憲審査権の行使は制度的にも実際にも強力とはいえない。また、とくに憲法13条の権利については憲法上の権利と私法上の権利とが明確に区別されているわけではなく、通常の民事訴訟（不法行為訴訟）で争われて特別な憲法事件とは認識されないことも少なくない。このような日独の憲法裁判の違いを考慮すれば、ドイツの基本権解釈論、ドイツの憲法裁判論を検討することによって、そこでの議論を日本の学説・判例において参照することが可能か、適切かが問われよう。この問題は、ドイツ基本権研究者のすべてに対して問われる疑問でもある。

しかし、人権をめぐる事案は、各国内で特殊な事情や他国とは異なる状況はありうるにせよ、基本的には各国共通の社会現象・社会変化があり、生起する人権問題にも共通性がある。その際に、他国または国際裁判所の人権判例を参照することは人権保障の普遍化を図るうえで不可欠であるというべきであろう。とりわけドイツ連邦憲法裁判所の判例は、論理的で説得的な基本権解釈の法理を生み出し、民刑事裁判所の判例、時として連邦通常裁判所の判例をも覆して、従来の法実務における基本権侵害を宣言し、立法者に新たな法制定を命じてきている。ドイツの基本権解釈と基本権保護をめぐる学説・判例の法理は、日本の人権論においても十分参照に値するというべきであり、以上のような観点から、筆者は、本論文において自覚的に日独基本権論の比較研究を行ったものである。

第三点と関連して、第四に、ドイツ基本権解釈学説・判例を参考に、日本の判例・実務を批判的に検討する場合、基本権解釈論は他の法分野に立ち入ることにならざるを得ない。とくに、本論文で扱われた警察等による情報収集行為の情報自己決定権の侵害の問題では刑事訴訟法、捜査法の分野に立ち入って批判することになるし、また、子の出自を知る父親の権利については、民法、家族法の分野に立ち入って問題提起をすることになる。刑事訴訟法にせよ家族法にせよ、それぞれ独自の法体系をもち、独自の法論理、法制度によってつくられているため、憲法学、人権論の観点から口をはさむことには批判がありうるどころである。しかし、捜査の現状、家族法の現状に重大な問題があるとき、憲法・人権論の観点から問題点を指摘し解決のための提言をすることは、否定されるべきではない。民

刑事法の解釈においても、憲法・人権論の解釈を参照して問題解決を図ることは必須のことであろう。ただし、その際に、基本権解釈をもって他の分野に関与しようとする憲法研究者は、当該法分野に関する学説・判例を十分に理解し、人権解釈論からの論理の説得性を高めて、建設的な議論を行わなければならない。本論文の筆者は、捜査法に関して主として法律の根拠の必要性を強く説いているが、それは最近の GPS 最高裁判決の判示とほぼ同様の立場に立つものであることは先に指摘した。また、「子の出自を知る父親の権利」に関してはドイツの判例と立法の経過を紹介したのち、この分野では関係者の権利利益の深刻な対立があるので慎重な衡量を必要とすると述べるにとどまり、具体的な提言には至っていない。

このように、本論文は、捜査とプライバシー、および、子の出自を知る権利に関して、ドイツ基本権解釈の学説・判例を参照しつつ考察を試みた意欲的論文である。日本の学説・判例の分析、とくに刑事訴訟法学および民法学の学説の分析についても基本的な学説を参照しており、それに対してドイツでの基本権論を参照しつつ議論を進めている。その考察は、憲法の人権論の視点からの研究の取組みとして重要である。筆者には、本論文で取り上げた情報自己決定権および人格権の一断面の問題についても、ドイツ学説・判例のみでなく日本の専門分野での学説・判例の研究をも含めてさらに研究を継続していくことを期待したい。

本論文には、以上のような問題点ないし将来の課題が認められるが、しかし、それらは本論文の学術的価値を減ずるものでは決してない。本論文は、憲法 13 条の保障する人権の法理について、ドイツ三段階審査の方法をもって日独の基本権学説の比較研究を体系的に考察した研究論文として、高い研究水準をもった先進的な研究と評価することができる。

IV 結論

以上の審査の結果、後記の委員は、本論文の提出者が、博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2018 年 2 月 21 日

主査 早稲田大学教授

戸波江二

早稲田大学教授

博士（法学）（早稲田大学）

水島朝穂

早稲田大学教授

博士（法学）（早稲田大学）

中島 徹

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

場所	誤	正	備考
6 頁 脚注 1	憲法訴訟の現代的展開	憲法訴訟の現代的転回	文献目録 12 頁も同じ
33 頁 注 19 1 行目	「一般的行為自由説の評価とその問題点」	「自己決定権の意義と射程」	文献目録では訂正済
33 頁 脚注 22	Die Wesengehaltgarantie	Die Wesens <u>g</u> ehaltgaranti e	文献目録では訂正済
35 頁 脚注 75 1 行目	Forschritts	For <u>t</u> schritts	文献目録では訂正済
36 頁 脚注 109 1 行目	Meitser	Me <u>is</u> ter	文献目録では訂正済
45 頁 1 行目	議論を根拠を示す	議論を根拠として	
47 頁 脚注 7 2 行目	Shu-Perung	Shu- <u>P</u> er <u>u</u> ng	文献目録では訂正済
51 頁 2 段落目 3 行目	取り挙げる	取り上げる	
54 頁 脚注 1 1 行目	Matthisa Klatt	Matthias Klatt	文献目録では訂正済
66 頁 脚注 4 2 行目	Staatsrechtslehere	Staatsrechts <u>l</u> eh <u>r</u> e	文献目録では訂正済
66 頁 脚注 6 4 行目	Depenheur	Depen <u>h</u> e <u>u</u> r	文献目録では訂正済
66 頁 脚注 23 1 行目	Hans-UweE richsen	Hans-Uwe Erichsen	文献目録では訂正済
66 頁 脚注 24 2 行目	Marukus Würdinger	Mar <u>k</u> us Würdinger	文献目録では訂正済
66 頁 脚注 24 3 行目	Klasikker	Kl <u>a</u> ssi <u>k</u> er	文献目録では訂正済
66 頁 脚注 6 4 行目	Depenheur	Depen <u>h</u> e <u>u</u> r	文献目録では訂正済
67 頁 脚注 27 7 行目	Depenheur	Depen <u>h</u> e <u>u</u> r	文献目録では訂正済
69 頁 2 段落目 4 行目	基礎とした学説と批判	基礎とした学説 <u>を</u> 批判	
69 頁 2 段落目の最後から 2 行目	アクレクシー	<u>ア</u> レクシー	
73 頁 最終行	連邦憲法憲法裁判所	連邦憲法裁判所	
77 頁 脚注 2 3 行目	リスク社会化の	リスク社会下の	文献目録では訂正済
97 頁 脚注 20 1 行目	Kommantar	Kom <u>m</u> entar	文献目録では訂正済

105 頁 脚注 5 1 行目	»Streifenfahrten«	"Streifenfahrten" im Internet: Die verdachtsunabhängigen Ermittlungen der Polizei im virtuellen Raum	文献目録 12 頁も同じ
105 頁 脚注 10 1 行目	Verdachtlose	Verdacht <u>l</u> ose	文献目録では訂正済
105 頁 脚注 12 1 行目	Grundrechtsrelevants	Grundrechtsrelevanz <u>z</u>	文献目録では訂正済
106 頁 脚注 25 3 行目	Harmut	Hart <u>m</u> ut	文献目録では訂正済
118 頁 脚注 3 1 行目	Strafvefahrensrecht	Strafver <u>f</u> ahrensrecht	
118 頁 脚注 4 2 行目	rivisited	re <u>v</u> isited	文献目録では訂正済
119 頁 脚注 14 1 行目	Lebensgeataaltung	Lebensgest <u>a</u> altung	文献目録では訂正済
123 頁 最後から 4 行目	生じ得るを	生じ得る不利益を	
132 頁 最後から 4 行目	グホフマン・リーム	ホフマン・リーム	
134 頁 脚注 33 1 行目	Bundesrepublikk	Bundesrepublik <u>k</u>	文献目録では訂正済
134 頁 脚注 33 3 行目	Helmut	Helmut <u>h</u>	
136 頁 脚注 61 2 行目	S.1993	1993	
144 頁 脚注 7 1 行目	表現の自由と <u>考</u> え	表現の自由を <u>考</u> え	
145 頁 脚注 16 1 行目	Phillip	Ph <u>i</u> lip	文献目録では訂正済
145 頁 脚注 18 1 行目	Gerorg	Ge <u>o</u> rg	文献目録では訂正済
144 頁 脚注 18 2 行目	Cornig	<u>C</u> ornig	文献目録では訂正済
145 頁 脚注 19 1 行目	Mackenprang	Mack <u>e</u> prang	文献目録では訂正済 ほかに同頁 脚注 21 2 行目 脚注 22 1 行目 脚注 27 1 行目 脚注 29 1 行目 脚注 30 1 行目
154 頁 脚注 9 1 行目	Kucksei	Kuck <u>u</u> cksei	文献目録では訂正済
169 頁 脚注 1 2 行目	Winfried Schülter	Wil <u>f</u> ried Schl <u>ü</u> ter	文献目録 8 頁も同じ
169 頁 脚注 2 1 行目	Gendiagnostiksgesetzes	Gendiagnostik <u>s</u> gesetzes	文献目録では訂正済
169 頁 脚注 10 1 行目	Lönig	L <u>ö</u> hnig	文献目録では訂正済
169 頁 脚注 13 1 行目	Chrstian	Ch <u>r</u> istian	文献目録では訂正済

以 上